

最高裁秘書第532号

平成31年2月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年1月10日付け（同月15日受付、最高裁秘書第169号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和41年3月24日付け家二第48号家庭局長通知「国庫に帰属した相続財産の引継ぎについて」（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（相続人が存在しない物件の所在、権利関係等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

国庫に帰属した相続財産の引継ぎについて

昭和41年3月24日家二第48号家庭裁判所長  
あて家庭局長通知

大蔵省国有財産局長から別紙のとおり要望がありました。については、家庭裁判所において民法第九百五十二条の相続財産管理人を選任したときには、管理人に対し、その職務内容をはじめ清算手続、家庭裁判所の監督権限、特別縁故者への相続財産処分制度および国庫帰属財産の引継手續などを説明し、国庫に帰属した財産をすみやかに所轄財務局長等に引き継がせるよう、周知徹底方お取り計らい下さい。

蔵国有第565号

昭和41年3月8日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

大蔵省国有財産局長 ○ ○ ○

相続人不存在財産について

最近 [ ] 所在の相続人不存在財産について、相続財産管理人が民法第957条の公告及び民法第958条の公告の請求を行なわないで南九州財務局長に売払申請書を提出してきた事案があり、その概要は下記のとおりです。

相続人不存在財産（不動産）が国庫に帰属する場合には、相続財産管理人から当該財産の所在地を管轄する財務局長に引き継ぐこととなっていますが、本件の相続財産管理人のように所要の手続をとつて国庫に帰属させるべき相続人不存在財産を、当該財産の所在地を管轄する財務局長に引き継がないで放置するおそれがありますので、相続人不存在財産が生じた場合には、遅滞なく所要の手続をとり、国庫に帰属することとなつたものは、すみやかに当該財産の所在地を管轄する財務局長等に引き継ぐ手続をとるように、周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

1 物件の所在、区分、数量

[ ]

2 経緯

[ ]

3 その他参考事項

- (1) 民法第957条の規定に基づく公告は行なつてある。
- (2) 本物件は、劣等で固定資産課税価格が免税点の2万円に満たないため、課税対象になつていない。（地方税法第351条）
- (3) 系図